筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例

昭和48年３月31日
条例第３号

改正　昭和48年12月26日条例第10号　昭和49年５月２日条例第２号
昭和49年７月１日条例第３号　昭和50年１月30日条例第１号
昭和51年４月１日条例第１号　昭和52年３月４日条例第１号
昭和53年２月27日条例第１号　昭和54年２月23日条例第１号
昭和55年２月26日条例第１号　昭和56年２月23日条例第１号
昭和57年２月９日条例第１号　昭和59年３月30日条例第１号
昭和60年３月30日条例第１号　昭和61年３月25日条例第２号
昭和61年10月22日条例第６号　昭和62年１月30日条例第１号
昭和63年１月29日条例第１号　昭和63年11月８日条例第５号
平成元年１月30日条例第１号　平成元年８月10日条例第10号
平成２年２月９日条例第１号　平成２年３月30日条例第５号
平成３年２月19日条例第１号　平成４年２月18日条例第１号
平成５年１月28日条例第１号　平成５年７月29日条例第３号
平成６年１月25日条例第１号　平成７年１月20日条例第３号
平成８年１月29日条例第１号　平成８年３月29日条例第４号
平成９年１月29日条例第１号　平成10年２月２日条例第２号
平成10年６月１日条例第６号　平成11年２月１日条例第１号
平成12年２月１日条例第１号　平成13年２月１日条例第１号
平成13年10月16日条例第８号　平成14年２月１日条例第１号
平成14年12月25日条例第７号　平成15年11月28日条例第13号
平成17年３月28日条例第２号　平成17年３月28日条例第３号
平成17年11月29日条例第10号　平成18年３月30日条例第５号
平成19年３月29日条例第２号　平成20年２月15日条例第２号
平成20年３月28日条例第９号　平成21年２月27日条例第２号
平成21年４月１日条例第７号　平成21年５月26日条例第８号
平成21年11月30日条例第９号　平成22年11月30日条例第７号
平成23年11月30日条例第８号　平成24年12月20日条例第８号
平成25年３月26日条例第４号　平成26年12月26日条例第５号
平成28年３月16日条例第３号　平成29年２月23日条例第５号
平成30年２月26日条例第２号　平成31年２月20日条例第１号
令和２年２月19日条例第４号　令和２年11月30日条例第６号
令和４年３月29日条例第４号　令和５年２月９日条例第２号
令和５年３月22日条例第６号　令和６年３月25日条例第３号

（この条例の目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第６項の規定に基き、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第１条の２　この条例において「職員」とは、法第３条第２項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第３条第４号の職員で同法第５条第２項に規定する者以外のもの及び法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）をいう。

（給与の支払）

第２条　この条例に基づく給与は、他の法令若しくは第３条第２項に規定する場合又は次の各号に掲げるもので当該団体等の依頼を受けたものを除くほか、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から口座振替払を希望する申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

（１）　茨城県市町村職員共済組合の貯金

（２）　職員の組合団体の組合費

（３）　生命保険その他の団体保険の保険料

（４）　各種金融機関の定期的かつ団体的な積立金又は貸付金の返済金

（５）　前各号に掲げるもののほか、職員の福利的な諸会費で管理者が認めたもの

２　公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（給料）

第３条　給料は、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成８年組合条例第２号。以下「勤務時間条例」という。）第８条第１項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。

２　宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

（職務の級）

第４条　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを次条第１項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第１及び別表第２に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で組合規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。

（給料表）

第５条　給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その適用の範囲は、それぞれ給料表に定めるところによる。

（１）　行政職給料表（別表第３）

（２）　消防職給料表（別表第４）

２　前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第 22 条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第６条　職員の職務の級は、組合規則で定める基準に従い決定する。

２　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、組合規則で定める初任給の基準に従い決定する。

３　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、組合規則で定めるところにより決定する。

４　職員の昇給は、組合規則で定める日（以下「昇給日」という。）に、昇給日前であって組合規則で定める日以前１年間における当該職員の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇

給日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたとき及び懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

5　前項の規定により職員（55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして組合規則で定める職員にあっては、３号給）とすることを標準として組合規則で定めるところにより決定するものとする。

6　55歳を超える職員の第４項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて組合規則で定める基準に従い決定するものとする。

7　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9　第４項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

10　法第22条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第１項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第３条第４項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の支給）

第７条　給料は、月の１日から末日までを計算期間とし、組合規則で定める期日に支給する。

第８条　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員に任命されたときは、その日の翌日から給料を支給する。

２　職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

３　職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により給料を支給する場合であって、その月の１日から支給する以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第４条第１項、第５条及び第６条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給料の調整額）

第８条の２　管理者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務の時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づいて、給料月額につき適正な調整額表を組合規則で定めることができる。

２　前項の規定による給料の月額は、その調整前における給料月額の100分の16を超えてはならない。

（管理職手当）

第９条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち組合規則で指定するものについてその職務の特殊性に基づき、組合規則で定める基準に従い支給する。

２　前項の規定による管理職手当の月額は、同項に規定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の16を超えてはならない。

（扶養手当）

第10条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（２）　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子

（3） 満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫
（4） 満60歳以上の父母及び祖父母
（5） 満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹
（6） 重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については１人につき 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして組合規則で定める職員（以下「行８級職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１万円とする。

４　扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の４月１日から満 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず 5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条の２　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

（1） 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
（2） 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の３月 31 日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてはその職員に同項第１号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その属する月）から行うものとする。

３　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（1） 扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合
（2） 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
（3） 扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある行８級職員等がる行８級職員等以外の職員となった場合
（4） 扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある職員で行８級職員等以外のものが行８級職員等となった場合
（5） 職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第11条　地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して組合規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる組合規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）　１級地　　100分の20

（２）　２級地　　100分の16

（３）　３級地　　100分の15

（４）　４級地　　100分の12

（５）　５級地　　100分の10

（６）　６級地　　100分の６

（７）　７級地　　100分の３

３　前項の地域手当の級地は、組合規則で定める。

（住居手当）

第11条の２　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

（１）　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（組合が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他組合規則で定める職員を除く。）

（２）　第11条の４第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（組合が設置する公舎その他組合規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定めるもの

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

（１）　前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア　月額27,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から16,000円を控除した額

イ　月額27,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から27,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

（２）　前項第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（通勤手当）

第11条の３　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（１）　通勤（職員が勤務のため、当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。）のため交通機関又は有料道路（以下この項から第３項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第３項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。）が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

（２）　通勤のため自動車その他の交通の用具で組合規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（３）　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の

職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、組合規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第３号において「１か月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１か月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（２）　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（その使用する自動車等が自動車（自動二輪車を除く。）である場合には、2,400 円の額の範囲内で組合規則で定める額を加算した額。ただし、定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して組合規則で定める職員にあっては、その額から、その額に組合規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　2,000 円

イ　使用距離が片道５キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員　4,200 円

ウ　使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員　7,100 円

エ　使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員　10,000 円

オ　使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員　12,900 円

カ　使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員　15,800 円

キ　使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員　18,700 円

ク　使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員　21,600 円

ケ　使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員　24,400 円

コ　使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員　26,200 円

サ　使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員　28,000 円

シ　使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員　29,800 円

ス　使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員　31,600 円

（３）　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して組合規則で定める区分に応じ、前２号に定める額（１か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第１号に定める額又は前号に定める額

３　通勤手当は支給単位期間（組合規則で定める通勤手当にあっては、組合規則で定める期間）に係る最初の月の組合規則で定める日に支給する。

４　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の組合規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して組合規則で定める額を返納させるものとする。

５　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６か月を超えない範囲内で１か月を単位として組合規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては１か月）をいう。

６　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（単身赴任手当）

第11条の４　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の組合規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　単身赴任手当の月額は、30,000 円（組合規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が組合規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて組合規則で定める額を加算した額）とする。

３　次に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の組合規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して組合規則で定める職員に限る。）その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（１）　国家公務員又は職員以外の地方公務員

（２）　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 55 条に規定する一般地方独立行政法人、地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に規定する土地開発公社、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第７条の２第１項に規定する公庫等その他その業務が組合の事務又は事務と密接な関連を有する法人のうち組合規則で定めるものに使用される者（役員及び非常勤の者を除く。）

４　前３項に規定するもののほか単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（特殊勤務手当）

第11条の５　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

２　特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

（給与の減額）

第12条　職員が勤務しないときは、勤務時間条例第９条第１項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第 10 条の規定により準用する筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年筑西市条例第 29 号。以下「筑西市勤務時間条例」という。）第９条に規定する国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）による休日（筑西市勤務時間条例第 10 条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び筑西市勤務時間条例第９条に規定する年末年始の休日（筑西市勤務時間条例第 10 条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合並びに筑西広域市町村圏事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 46 年組合条例第６号）の規定に基づき職務専念義務を免除された場合（給与を減額する旨定められている場合を除く。）を除き、その勤務しない１時間につき第 16 条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第13条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第16条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で組合規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（１）　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

（２）　前号に掲げる勤務以外の勤務

２　定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で組合規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

３　前２項の規定にかかわらず、勤務時間条例第６条の規定により、あらかじめ同条例第４条第２項又は第５条により割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（組合規則で定める時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第15条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

４　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第４条第１項、第５条及び第６条の規定に基づく週休日における勤務のうち組合規則で定めるものを除く。）の時間が１か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第16条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

５　勤務時間条例第９条第１項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間１時間につき、第16条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の175）から第１項に規定する組合規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

６　第２項に規定する７時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前２項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第１項に規定する組合規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第14条　祝日法による休日等（勤務時間条例第４条第１項及び第５条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、筑西市勤務時間条例第９条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第５条及び第６条の規定に基づく週休日に当たるときは、組合規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第16条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で、組合規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間を超えて勤務をしても休日勤務手当は、支給されない。

（夜間勤務手当）

第 15 条　正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前５時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第 16 条に規定する勤務１時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として、支給する。

（端数計算）

第 15 条の２　第 12 条に規定する勤務１時間当たりの給与額及び第 13 条から前条までの規定により勤務１時間につき支給する時間外手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第 16 条　第 12 条から第 15 条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから勤務時間条例第 10 条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して組合規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（宿日直手当）

第 17 条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、5,500 円を超えない範囲内において組合規則で定める額を宿日直手当として支給する。

２　前項の勤務は、第 13 条から第 15 条までの勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第 17 条の２　管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第４条第１項、第５条及び第６条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　第１項に規定する場合　　同項の勤務１回につき、10,000 円を超えない範囲内において組合規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して組合規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に 100 分の 150 を乗じて得た額）

（２）　前項に規定する場合　　同項の勤務１回につき、6,000 円を超えない範囲内において組合規則で定める額

４　前３項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（特定の職員についての適用除外）

第 18 条　第 13 条から第 15 条までの規定は、管理職員には適用しない。

２　第６条第２項から第９項まで、第 10 条、第 10 条の２及び第 11 条の２の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（期末手当）

第 19 条　期末手当は、６月１日及び 12 月１日（以下この条から第 19 条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の組合規則で定める日（次条及び第 19 条の３第１項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員（第 23 条第６項の規定の適用を受ける職員及び組合規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には 100 分の 122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、組合規則で定める職員を除く。第 20 条第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100 分の 100）、12 月に支給する場合には 100 分の

125（特定幹部職員にあっては、100 分の 102.5）を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）　６か月　100 分の 100

（2）　５か月以上６か月未満　100 分の 80

（3）　３か月以上５か月未満　100 分の 60

（4）　３か月未満　100 分の 30

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 68.75」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 70」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 58.75」とする。

４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

５　行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が３級以上であるもののうち組合規則で定めるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表ごとに組合規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して組合規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

６　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、組合規則で定める。

第 19 条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（1）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 29 条第１項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

（2）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第４項の規定により失職した職員

（3）　基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（4）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 19 条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（1）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第５項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（2）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると考えるに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　任命権者は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けた者に通知しなければならない。

３　前項の規定により一時差止処分を行った旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合にお

いては、その告示した日から起算して２週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4　一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第１項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（1）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

（2）　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

（3）　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

6　前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7　任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（勤勉手当）

第 20 条　勤勉手当は、６月１日及び 12 月１日（以下この項から第３項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前における直近の当該職員の人事評価（法第６条第１項に規定する人事評価をいう。）の結果及び基準日以前６か月以内の期間における当該職員の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の組合規則で定める日に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員（組合規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

（1）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には 100 分の 102.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 120）、12 月に支給する場合には 100 分の 105（特定幹部職員にあっては、100 分の 122.5）を乗じて得た額の総額

（2）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には 100 分の 48.75（特定幹部職員にあっては、100 分の 57.5）、12 月に支給する場合には 100 分の 50（特定幹部職員にあっては、100 分の 58.75）を乗じて得た額の総額

3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4　第 19 条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第 19 条第５項中「前項」とあるのは「第 20 条第３項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

5　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 19 条の２中「前条第１項」とあるのは「第 20 条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第

20 条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第５項第３号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第 20 条第１項に規定する組合規則で定める日をいう。以下この条及び次条第１項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（管理職手当等の支給方法）

第 21 条　管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（会計年度任用職員の給与）

第 22 条　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。

（休職者の給与）

第 23 条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり法第 28 条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

２　職員が結核性疾患にかかり法第 28 条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

３　職員が前２項以外の心身の故障により法第 28 条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満１年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

４　職員が法第 28 条第２項第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

５　法第 28 条第２項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前４項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

６　第２項又は第３項職員が、これらの規定に規定する期間で第 19 条第１項に規定する基準日前１か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により組合規則で定める日に、当該各項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、組合規則で定める職員については、この限りでない。

７　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 19 条の２及び第 19 条の３の規定を準用する。この場合において、第 19 条の２中「前条第１項」とあるのは、「第 23 条第６項」と読み替えるものとする。

（専従休職者の給与）

第 24 条　法第 55 条の２第１項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（委任）

第 25 条　この条例の施行に関し、必要な事項は、組合規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和 48 年４月１日から施行する。

（下館地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の廃止）

２　下館地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和 46 年組合条例第 14 号）は、これを廃止する。

（昭和 49 年度における期末手当の支給の特例）

3　昭和 49 年度に限り、第 19 条の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和 49 年法律第 32 号）の施行の日（以下「法施行日」という。）に在職する職員に対して、法施行日から起算して 10 日を超えない範囲内において組合規則で定める日に期末手当を支給する。

4　前項の規定による期末手当の額は、法施行日において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 30 を乗じて得た額に、昭和 49 年３月２日から法施行日までの間におけるその者の在職期間に応じて組合規則で定める割合を乗じて得た額とする。

5　前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は組合規則で定める。

6　昭和 53 年 12 月の期末手当の額に筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 54 年組合条例第１号。以下「改正条例」という。）附則第５項の規定による差額を加算された職員の昭和 54 年３月の期末手当額は、改正後の第 19 条第２項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から改正条例附則第５項の規定により加算された当該差額を減じた額とする。

（定年の引上げに伴う特例措置）

7　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の４月１日（附則第９項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第６条第１項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第２項、第３項、第５項及び第 6 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

8　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（2）　筑西広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第２号）第９条第１項又は第２項の規定により法第 28 条の２第１項に規定する異動期間（同条例第９条第１項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第６条に規定する管理監督職を占める職員

（3）　筑西広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

9　法第 28 条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 11 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第７項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（組合規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第７項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第６条第１項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第６条第１項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第７項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第９項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、組合規則で定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12　附則第９項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第７項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、組合規則で定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13　附則第７項から前項までに定めるもののほか、附則第７項の規定による給料月額、附則第９項の規定による給料その他附則第７項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
１級	（１）　主事の職務 （２）　主事補の職務
２級	主事の職務
３級	（１）　主幹の職務 （２）　主任の職務
４級	係長の職務
５級	課長補佐の職務
６級	（１）　課長の職務 （２）　副課長の職務
７級	（１）　事務局長の職務 （２）　副局長の職務
８級	事務局長の職務

別表第２（第４条関係）

消防職給料表等級別基準職務表

等級	階級	基準となる職務
１級	消防士	係員の職務
２級	消防副士長	係員の職務
３級	消防士長	主任の職務
４級	消防司令補	係長の職務
５級	消防司令	消防本部課長補佐の職務
６級	消防司令長	（１）　消防署署長の職務 （２）　消防本部課長の職務 （３）　消防署副署長の職務 （４）　消防本部副課長の職務
７級	消防監	（１）　消防長の職務 （２）　消防次長の職務 （３）　消防署署長の職務 （４）　消防本部課長の職務
８級	消防正監	消防長の職務

別表第３（第５条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400

	44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700
	45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000
	46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300	
	47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700	
	48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400	
	49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900	
	50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300	
	51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700	
	52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100	
	53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500	
	54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900	
	55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300	
	56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600	
	57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900	
	58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300	
	59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600	
	60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900	
	61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200	
	62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300		
	63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600		
	64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900		
	65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200		
	66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500		
	67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800		
	68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100		
	69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300		
	70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600		
	71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900		
	72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100		
	73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300		
	74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600		
	75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900		
	76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100		
	77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300		
	78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600		
	79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900		
	80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100		
	81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300		
	82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600		
	83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900		
	84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100		
	85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300		
	86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300			
	87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600			
	88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800			
	89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000			
	90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300			
	91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600			
	92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800			
	93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000			
	94		295, 900	343, 600					
	95		296, 200	344, 100					

	96		296,600	344,500					
	97		296,800	344,700					
	98		297,100	345,100					
	99		297,500	345,500					
	100		297,900	345,800					
	101		298,100	346,100					
	102		298,400	346,500					
	103		298,800	346,900					
	104		299,100	347,300					
	105		299,300	347,800					
	106		299,600	348,200					
	107		300,000	348,600					
	108		300,300	349,000					
	109		300,500	349,500					
	110		300,900	349,900					
	111		301,300	350,200					
	112		301,600	350,500					
	113		301,800	351,000					
	114		302,000						
	115		302,300						
	116		302,700						
	117		302,900						
	118		303,100						
	119		303,400						
	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

別表第４（第５条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200

	31	240, 500	255, 400	270, 500	303, 200	357, 300	383, 300	409, 100	435, 800
	32	242, 000	256, 800	271, 400	304, 900	359, 200	385, 300	410, 800	437, 400
	33	243, 500	258, 000	271, 900	306, 200	360, 600	387, 100	412, 400	438, 800
	34	245, 200	259, 000	273, 100	307, 800	362, 600	389, 200	413, 900	440, 500
	35	246, 800	259, 900	274, 100	309, 500	364, 500	391, 200	415, 400	442, 200
	36	248, 400	260, 800	275, 100	311, 100	366, 500	393, 100	416, 800	443, 800
	37	249, 400	261, 800	275, 700	312, 700	368, 400	394, 800	418, 000	445, 200
	38	250, 900	263, 000	276, 600	314, 100	370, 500	396, 200	419, 500	445, 900
	39	252, 400	264, 100	277, 400	315, 600	372, 400	397, 500	421, 000	446, 600
	40	253, 800	264, 900	278, 200	317, 100	374, 400	398, 800	422, 400	447, 300
	41	255, 000	265, 800	279, 000	318, 400	376, 300	399, 800	423, 900	447, 700
	42	255, 900	266, 800	280, 000	319, 900	378, 400	400, 900	425, 200	448, 300
	43	256, 800	267, 800	280, 900	321, 400	380, 400	401, 900	426, 400	449, 000
	44	257, 600	268, 600	281, 700	322, 900	382, 400	402, 900	427, 600	449, 600
	45	258, 400	269, 200	282, 500	324, 400	384, 100	404, 000	428, 600	450, 400
	46	259, 400	270, 300	283, 700	326, 100	385, 800	405, 200	429, 300	451, 100
	47	260, 300	271, 200	284, 900	327, 800	387, 400	406, 300	430, 100	451, 600
	48	260, 900	272, 300	286, 200	329, 400	389, 000	407, 400	430, 900	452, 100
	49	261, 500	273, 000	287, 600	330, 800	390, 200	408, 600	431, 400	452, 600
	50	262, 400	273, 900	289, 200	332, 200	391, 200	409, 400	431, 800	452, 900
	51	263, 300	274, 800	290, 500	333, 600	392, 200	410, 200	432, 200	453, 200
	52	264, 200	275, 600	291, 800	335, 200	393, 200	410, 800	432, 500	453, 600
	53	264, 700	276, 400	293, 200	336, 700	394, 300	411, 300	432, 800	454, 000
	54	265, 900	277, 100	294, 700	338, 300	395, 400	412, 000	433, 200	454, 200
	55	266, 700	277, 900	296, 100	339, 900	396, 500	412, 700	433, 500	454, 500
	56	267, 800	278, 700	297, 500	341, 500	397, 600	413, 300	433, 800	454, 700
	57	268, 500	279, 400	298, 700	342, 400	398, 900	414, 000	434, 100	455, 100
	58	269, 300	280, 700	300, 300	344, 100	399, 700	414, 400	434, 400	455, 300
	59	270, 000	281, 900	301, 900	345, 700	400, 500	415, 000	434, 700	455, 500
	60	270, 700	283, 200	303, 200	347, 300	401, 100	415, 600	435, 000	455, 700
	61	271, 300	284, 500	304, 500	348, 900	401, 600	416, 000	435, 300	456, 100
	62	271, 900	285, 900	306, 000	350, 600	402, 300	416, 600	435, 600	
	63	272, 500	287, 100	307, 400	352, 200	403, 000	417, 100	435, 900	
	64	273, 100	288, 500	308, 700	353, 900	403, 700	417, 600	436, 200	
	65	273, 800	289, 800	310, 000	355, 400	404, 000	418, 100	436, 500	
	66	274, 800	290, 900	311, 600	357, 000	404, 700	418, 700	436, 800	
	67	275, 800	292, 000	313, 000	358, 500	405, 400	419, 100	437, 100	

	68	276, 600	293, 100	314, 400	360, 000	405, 900	419, 600	437, 400	
	69	277, 500	294, 500	315, 700	361, 200	406, 300	420, 000	437, 600	
	70	278, 700	295, 900	317, 100	362, 600	406, 800	420, 300	437, 900	
	71	279, 800	297, 200	318, 400	363, 900	407, 400	420, 600	438, 200	
	72	281, 000	298, 300	319, 800	365, 300	407, 900	420, 900	438, 400	
	73	282, 000	299, 400	320, 500	366, 400	408, 400	421, 200	438, 600	
	74	283, 000	300, 500	322, 000	367, 600	408, 800	421, 500	438, 900	
	75	284, 000	301, 600	323, 500	368, 800	409, 300	421, 800	439, 200	
	76	285, 000	302, 700	325, 200	370, 000	409, 800	422, 100	439, 500	
	77	286, 000	303, 600	327, 000	371, 300	410, 300	422, 300	439, 700	
	78	287, 100	305, 000	328, 700	372, 500	410, 800	422, 600	440, 000	
	79	288, 100	306, 200	330, 300	373, 700	411, 400	422, 900	440, 300	
	80	288, 700	307, 500	331, 900	374, 800	411, 900	423, 100	440, 600	
	81	289, 600	308, 700	333, 500	375, 900	412, 300	423, 300	440, 800	
	82	290, 600	310, 100	335, 100	377, 100	412, 900	423, 600	441, 100	
	83	291, 500	311, 200	336, 700	378, 200	413, 400	423, 900	441, 400	
	84	292, 300	312, 500	338, 300	379, 400	413, 600	424, 100	441, 700	
	85	293, 400	313, 400	339, 700	380, 500	413, 900	424, 300	441, 900	
	86	294, 500	314, 700	341, 200	381, 100	414, 400	424, 600		
	87	295, 400	316, 000	342, 700	381, 600	414, 700	424, 900		
	88	296, 400	317, 500	344, 100	382, 100	415, 000	425, 100		
	89	297, 400	319, 000	345, 400	382, 700	415, 300	425, 300		
	90	298, 500	320, 500	346, 600	383, 300	415, 700	425, 600		
	91	299, 600	321, 900	347, 800	383, 900	416, 100	425, 900		
	92	300, 700	323, 400	349, 100	384, 500	416, 500	426, 100		
	93	301, 200	324, 600	350, 400	384, 800	416, 800	426, 300		
	94	302, 300	325, 900	351, 900	385, 300				
	95	303, 400	327, 200	353, 400	385, 900				
	96	304, 700	328, 500	354, 800	386, 400				
	97	305, 800	329, 700	356, 100	386, 800				
	98	307, 000	331, 000	357, 300	387, 200				
	99	308, 200	332, 200	358, 400	387, 800				
	100	309, 400	333, 400	359, 600	388, 300				
	101	310, 500	334, 800	360, 700	388, 700				
	102	311, 500	335, 700	361, 800	389, 200				
	103	312, 500	336, 700	362, 900	389, 800				
	104	313, 500	337, 800	364, 000	390, 300				

	105	314, 300	338, 900	365, 200	390, 600				
	106	314, 900	340, 000	365, 700	391, 000				
	107	315, 500	341, 000	366, 300	391, 500				
	108	316, 100	342, 000	366, 900	391, 800				
	109	316, 600	343, 200	367, 500	392, 100				
	110	317, 100	344, 200	368, 000	392, 600				
	111	317, 500	345, 200	368, 500	393, 100				
	112	318, 000	346, 100	369, 000	393, 600				
	113	318, 800	347, 000	369, 400	393, 900				
	114	319, 500	347, 900	369, 800	394, 400				
	115	320, 200	348, 900	370, 400	394, 900				
	116	320, 800	349, 900	370, 900	395, 400				
	117	321, 400	350, 900	371, 300	395, 700				
	118	322, 200	351, 300	371, 800	396, 200				
	119	322, 900	351, 900	372, 400	396, 700				
	120	323, 700	352, 500	372, 900	397, 200				
	121	324, 300	352, 800	373, 100	397, 600				
	122	324, 600	353, 200	373, 600	398, 100				
	123	325, 100	353, 700	374, 100	398, 500				
	124	325, 600	354, 100	374, 500	399, 000				
	125	325, 900	354, 500	375, 000	399, 400				
	126		354, 900	375, 500					
	127		355, 400	376, 000					
	128		355, 800	376, 500					
	129		356, 200	376, 800					
	130		356, 600	377, 300					
	131		357, 000	377, 800					
	132		357, 400	378, 300					
	133		357, 600	378, 600					
	134		358, 100	379, 100					
	135		358, 500	379, 500					
	136		358, 800	379, 900					
	137		359, 100	380, 200					
	138		359, 500	380, 700					
	139		360, 000	381, 200					
	140		360, 500	381, 700					
	141		360, 800	382, 000					
	142		361, 300						
	143		361, 800						
	144		362, 300						
	145		362, 600						

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200

備考　この表は、消防吏員で管理者の定めるものに適用する。

附　則（昭和48年12月26日条例第10号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の下館地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和48年４月１日から適用する。ただし、改正後の条例第17条第１項及び第２項の規定は、同年９月１日から適用する。

（特定の職務の等級の切替え）

2　昭和48年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級が消防職給料表の１等級である職員の切替日における職務の等級は、組合規則の定めるところにより、給料表の特１等級又は１等級とする。

（特定の職務の号給の切替え等）

3　前項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する給料表の特１等級となる職員（附則第７項に規定する職員を除く。）の切替日における号給は、切替日の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第１の新号給欄に定める号給又は暫定給料月額とし、前項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する給料表の１等級となる職員（次項、附則第５項及び附則第７項に規定する職員を除く。）の切替日における号給は、旧号給と同じ号数の号給とする。この場合において同表第１の新号給欄に期間の定めのある職員に係る暫定給料月額を受ける期間及び改正後の条例第６条第５項の規定の適用については、次項から第６項までの規定を準用する。

4　旧号給が附則別表第２の（１）から（２）までの表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（附則第２項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する給料表の特１等級となる職員を除く。以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間。次項及び附則第６項第２号において同じ。）が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

5　特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和48年７月１日以前であるときは同日に、同月２日以後であるときは同年10月１日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

6　附則第３項又は附則第４項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第６条第５項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（１）　附則第３項の規定により切替日における号給を決定される職員及び附則第４項の規定により切替日における号給を決定される職員のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員　旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間）

（2） 附則第４項の規定により切替日における号給を決定される職員のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員　旧号給を受けていた期間が９月未満である職員にあっては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が９月以上である職員にあっては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

(最高号給等の切替え等)

7　切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

8　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の下館地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号給は、管理者が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

9　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

10　附則第２項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(改正後の条例第６条の規定の適用の経過措置)

11　改正後の条例第６条第２項及び第３項の規定の切替日から昭和 48 年９月 30 日までの間における適用については、同条第２項中「号給」とあるのは「号給又は下館地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 48 年組合条例第 28 号）附則別表第２の(1)から(2)までの表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」と、同条第３項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。

12　切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第６条第６項の規定の切替日から昭和 48 年９月 30 日までの間における適用については、管理者が定める。

(給与の内払)

13　職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(組合規則への委任)

14　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附則別表第１

附則第３項に規定する職員のうち、切替日において同項に規定する給料の特１等級となる職員の号給の切替表

給料表	旧号給	新号給
消防職給料表	２から６まで	2
	7	3
	8	4
	9	5
	10	6
	11	7
	12	8
	13	9
	14	10
	15	11
	16	12
	17	12
	18	13
	19	14 又は 3月 168,400 円 6月
	20	14 又は 3月 168,400 円 6月

附則別表第２

特定号給職員の号給の切替表

（1） 行政職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号給	新号給	期間		暫定給料月額
			月	月	円
１等級	15	15	3	6	149,500
	16	16	6	9	152,400
	17	16			
	18	17	3	6	157,100
	19	18	6	9	159,100
２等級	16	16	3	6	130,300
	17	17	6	9	132,900
	18	17			
	19	18	3	6	137,300
	20	19	6	9	139,000
	21	19			
３等級	16	16	3	6	112,100
	17	17	6	9	113,600
	18	17			
	19	18	3	6	116,900
	20	19	6	9	118,200
	21	19			
４等級	15	15	3	6	95,500
	16	16	6	9	97,000
	17	16			

	18	17	3	6	99,900
	19	18	6	9	101,100
	20	18			
	21	19			
５等級	14	14	3	6	68,400
	15	15	6	9	69,600
	16	15			
	17	16	3	6	71,400
	18	17			
	19	18			
	20	19			
	21	20			

（２） 消防職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号給	新号給	期間		暫定給料月額
			月	月	円
１等級	15	15	3	6	153,700
	16	16	6	9	156,500
	17	16			
	18	17	3	6	161,800
	19	18	6	9	
	20	18			
２等級	18	18	3	6	135,200
	19	19	6	9	137,700
	20	19			
	21	20	3	6	141,300
	22	21	6	9	142,900
	23	21			
３等級	22	22	3	6	128,700
	23	23	6	9	130,500
	24	23			
	25	24	3	6	134,400
	26	25	6	9	135,900
４等級	25	25	3	6	125,000
	26	26	6	9	126,700
	27	26			
	28	27	3	6	130,400
５等級	28	28	3	6	121,400
	29	29	6	9	123,100
	30	29			

附　則（昭和49年５月２日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年４月27日から適用する。

附　則（昭和49年７月１日条例第３号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和49年４月１日から適用する。

（給与の内払）

2　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、昭和49年４月１日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

3　附則第２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（昭和50年１月30日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第11条の規定を除く。）は、昭和49年４月１日から適用する。ただし、改正後の条例第17条第１項及び第２項並びに第19条第２項の規定は、同年９月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3　昭和49年４月１日（以下「切替日」という。）において、改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の改正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする移動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

7　次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

（１）　切替日において、その前日から引続き、改正前の条例第10条第２項第２号から第５号までの扶養親族（18歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母」という。）で改正前の条例第11条第１項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び扶養親族たる18歳未満の子のなかったもの

（２）　切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第11条第１項の規定による届出がされたものを有する職員となった者（その職員となった日に扶養親族たる18歳未満の子があった者を除く。）であってその届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後

になされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者及び扶養親族たる 18 歳未満の子のなかったもの（前号に該当する者を除く。）

（3） 切替期間において配偶者のない職員となった者（改正前の条例第 11 条第１項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となったものを除く。）であって、その配偶者のない職員となった日に、扶養親族たる 18 歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの

（4） 配偶者のなかった職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となった者であって、その配偶者がある職員となった日に、扶養親族たる 18 歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第 11 条第１項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの

8 前項第１号又は第２号の規定による届出がこの条例の施行の日から 30 日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第 10 条第３項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間、同項中「1,500 円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については 3,500 円）」とあるのは「1,500 円」とする。

9 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に、扶養親族たる 18 歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第 11 条第１項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その属する月）から改定する。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における同項第２号又は附則第７項第３号の規定による届出がこの条例の施行の日から 30 日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。

（給与の内払）

10 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

11 附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則（昭和 51 年４月１日条例第１号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 50 年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

2 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

3　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4　附則第２項及び附則第３項の規定の適用については改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

5　切替期間において、改正前の条例第 11 条の２第１項の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 11 条の２第１項の規定による住居手当の額が改正前の条例第 11 条の２第１項の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員の達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 11 条の２第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 11 条の２第１項の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 11 条の２第１項の規定による住居手当の額が改正前の条例第 11 条の２第１項の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和 51 年３月 31 日（同日前に組合規則で定める事由が生じた職員にあっては、組合規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

6　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第 11 条の２又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（昭和 52 年３月４日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 51 年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

2　切替日からこの条例の施行日の前日までの間において、改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

3　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の調整）

4　附則第２項及び附則第３項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（勤勉手当の額の特例）

5　昭和 51 年６月に改正前の条例第 20 条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正前の条例第 20 条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第２項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

（給与の内払い）

6　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（勤務手当については、改正後の条例第 20 条又は前項）の規定による給与の内払いとみなす。

（組合規則への委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（昭和 53 年２月 27 日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 52 年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

2　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

3　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4　前２項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

5　切替期間において、改正前の条例第 11 条の２の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 11 条の２の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 11 条の２の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 11 条の２の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 11 条の２の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 11 条の２の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 11 条の２の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和 53 年３月 31 日（同日前に組合規則で定める事由が生じた職員にあっては、組合規則で定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

6　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けていた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第 11 条の２又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

7　付則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（昭和54年２月23日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和53年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

２　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

３　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をした日とした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（昭和53年12月の期末手当の額の特例）

５　昭和53年12月に改正前の条例第19条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第19条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、昭和53年12月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第２項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

（給与の内払）

６　職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

７　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（昭和55年２月26日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（第12条、第14条及び第15条の２の改正規定を除く。）の規定は、昭和54年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

２　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給もしくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は管理者の定めるところによる。

（切替前の異動者の号給等の調整）

３　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にす

る異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4　前２項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

5　切替期間において、改正前の条例第 11 条の２の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 11 条の２の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 11 条の２の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 11 条の２の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際、改正前の条例第 11 条の２の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 11 条の２の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 11 条の２の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和 55 年３月 31 日（同日前に組合規則で定める事由が生じた職員にあっては、組合規則で定める日）までの住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

6　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は組合規則で定める。

附　則（昭和 56 年２月 23 日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は公布の日から施行し、改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 55 年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

2　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

3　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

5　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

6　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（昭和57年２月９日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和56年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

2　昭和56年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

3　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和55年改正条例附則第６項及びこれらに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

5　切替期間において、改正前の条例第11条の２第１項の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第11条の２第１項の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の２第１項の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第11条の２第１項及び附則第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例施行の際改正前の条例第11条の２第１項の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第11条の２第１項の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の２第１項の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和57年３月31日（同日前に組合規則で定める事由が生じた職員にあっては、組合規則で定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

6　昭和56年６月又は12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第19条第２項及び第20条第２項の規定の適用については、改正後の条例第19条第２項中「において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号給又は給料月額につき筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和57年筑西広域市町村圏事務組合条例第１号）による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第１及び別表第２の給料表において定められた額その他これに準ずるものとして管理者が定める額（以下「旧給料月額」という。）による給料の月額及びその日において改正前の条例の規定が適用されるとした場合に受けるべきであった扶養手当の月額」と、第20条第２項中「において受けるべき給料の月額」とあるのは「における旧給料月額による給料の月額」と、「において受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における旧給料月額による給料の月額及び基準日現在において改正前の条例の規定が適用されるとした場合に受けるべきであった扶養手当の月額」とする。

7　昭和 57 年３月に支給する期末手当に関する改正後の条例第 19 条第２項の規定の適用については、同項中「において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号給又は給料月額につき筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 57 年筑西広域市町村圏事務組合条例第１号）による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第１及び別表第２の給料表において定められた額その他これに準ずるものとして管理者が定める額による給料の月額及びその日において改正前の条例の規定が適用されるとした場合に受けることとなる扶養手当の月額」とする。

（給与の内払）

8　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（筑西広域市町村圏事務組合規則への委任）

9　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、筑西広域市町村圏事務組合規則で定める。

附　則（昭和 59 年３月 30 日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条、第 19 条第１項及び第 20 条第１項の改正規定並びに附則第７項及び附則第８項の規定は、昭和 59 年４月１日から施行する。

2　この条例（前項ただし書の規定により昭和 59 年４月１日から施行する規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和 58 年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3　昭和 58 年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替日」という。）において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員のこの条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（昇給に関する経過措置）

7　昭和 59 年４月１日前から引き続き在職する職員のうち、同日においてこの条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第６条第８項の組合規則で定める年齢を超えている職員（同日においてその者の受ける号給又は給料月額が同条第８項の組合規則で定める年齢に達した日に受けていた号給の２号給上位の号給又はこれに準ずるものとして組合規則で定める号給若

しくは給料月額（以下この項において「２号給上位号給等」という。）である職員及び２号給上位号給等を超えている職員を除く。）については、同条第８項本文の規定にかかわらず、同条第５項の組合規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第７項ただし書の規定による２号給上位号給等までの昇給の例に準じて、組合規則の定めるところにより、昇給させることができる。昭和59年４月１日後に改正後の条例第６条第８項の組合規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員についても、同様とする。

（昇給期間の延伸の特例）

8　改正後の条例第６条第５項及び第７項ただし書の規定（以下この項において「昇給規定」という。）にかかわらず、昭和59年４月１日前から引き続き在職する職員の同日以後における最初の昇給規定の適用については、同規定に定める昇給に必要な期間（以下この項において「必要期間」という。）にそれぞれ12月を加えた期間をもって、それぞれ同規定に定める必要期間とみなす。

（給与の内払）

9　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

10　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（昭和60年３月30日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年４月１日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2　昭和59年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、組合規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（昭和61年３月25日条例第２号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第４項の改正規定は、昭和 61 年６月１日から施行する。

2　この条例（第８条第４項、第 12 条、第 14 条、第 17 条第３項、第 18 条及び第 22 条の改正規定並びに前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第８項において同じ。）による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 60 年７月１日から適用する。

（職務の級への切替え）

3　昭和 60 年７月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第１に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄にこの職務の級が掲げられているときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

4　前項の規定にかかわらず、行政職給料表２等級の職員のうち筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 61 年組合規則第３号）による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 56 年組合規則第 11 号）別表第１に規定する当該等級の標準的な職務に定めのないもの（以下「特定職員」という。）の切替日における職務の級は、５級とする。

（号給の切替え等）

5　附則第３項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第２又は附則別表第３の新号給欄に定める号給とする。

6　附則第４項の規定により切替日における職務の級を定められる特定職員の新号給は、附則別表第３の旧号給欄に掲げる旧号給に対応する新号給欄に掲げる新号給とする。この場合において、新号給を定められる職員の新号給の給料月額が新号給に対応する暫定給料月額欄に定める暫定給料月額に達しないこととなる職員の給料月額は、切替日から昭和 61 年３月 31 日までの間に限り、当該暫定給料月額とする。

7　前２項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第６条第５項又は第７項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間）を新号給を受ける期間に通算する。

（切替期間における異動者の職務の級及び号給等）

8　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 59 年組合条例第１号。以下「昭和 59 年改正条例」という。）附則第７項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

9　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

10　附則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和 59 年改正条例附則第７項及びこれらに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

11　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

12　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附則別表第１

特定職員以外の職員の級への切替表

給料表	旧等級	職務の級
行政職給料表	６等級	１級
	５等級	２級
	４等級	３級
	３等級	４級
		５級
	２等級	６級
		７級
	１等級	８級
消防職給料表	５等級	１級
	４等級	２級
	３等級	３級
	２等級	４級
		５級
	１等級	６級
		７級
	特１等級	８級

附則別表第２

特定職員以外の職員の号給の切替表

ア　行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給							
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1								
2		1	1					
3	1	2	2	1	1	1	1	1
4	2	3	3	2	1	2	1	2
5	3	4	4	3	1	3	1	3
6	4	5	5	4	2	4	2	4
7	5	6	6	5	3	5	3	5
8	6	7	7	6	4	6	4	6
9	7	8	8	7	5	7	5	7
10	8	9	9	8	6	8	6	8
11	9	10	10	9	7	9	7	9

12	10	11	11	10	8	10	8	10
13	11	12	12	11	9	11	9	11
14	12	13	13	12	10	12	10	12
15	13	14	14	13	11	13	11	13
16	14	15	15	14	12	14	12	14
17	15	16	16	15	13	15	13	15
18	16	17	17	16	14	16	14	16
19		18	18	17	15	17	15	17
20		19	19	18	16	18	16	18
21			20	19	16	19	17	19
22			21	20	17	20	18	
23			22	21	17	21	18	
24			23	22	18	22	19	
25			24	23	19	23		
26				24	19	24		
27				25	20	25		
28						26		
29						27		
30						28		
31						29		
32						30		

イ　消防職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給							
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1								
2		1	1					
3	1	2	2	1	1	1	1	1
4	2	3	3	2	1	2	1	2
5	3	4	4	3	1	3	1	3
6	4	5	5	4	1	4	2	4
7	5	6	6	5	1	5	3	5
8	6	7	7	6	2	6	4	6
9	7	8	8	7	3	7	5	7
10	8	9	9	8	4	8	6	8
11	9	10	10	9	5	9	7	9
12	10	11	11	10	6	10	8	10
13	11	12	12	11	7	11	9	11
14	12	13	13	12	8	12	10	12
15	13	14	14	13	9	13	11	13
16	14	15	15	14	10	14	12	14
17	15	16	16	15	11	15	13	15

18	16	17	17	16	12	16	14	16
19	17	18	18	17	13	17	15	17
20	18	19	19	18	14	18	16	18
21	19	20	20	19	15	19	17	19
22	20	21	21	20	16	20	18	
23	21	22	22	21	17	21	19	
24	22	23	23	22	18	22	20	
25	23	24	24	23	19			
26	24	25	25	24	20			
27	25	26	26	25	20			
28	26	27	27	26	21			
29	27	28	28	27	22			
30	28	29	29	28	23			
31	29	30	30					
32	30	31	31					
33	31	32	32					
34	32	33	33					
35	33							

附則別表第３

特定職員の号給の切替表

ア　行政職給料表の適用を受ける特定職員の号給の切替表

旧号給	新号給	暫定給料月額
14 号給	21 号給	285,000 円
15 号給	24 号給	293,500 円
16 号給	27 号給	301,400 円
17 号給	30 号給	308,700 円
18 号給	33 号給	314,700 円
19 号給	35 号給	320,200 円
20 号給	36 号給	324,200 円
21 号給	38 号給	328,000 円
22 号給	39 号給	331,800 円
23 号給	41 号給	335,600 円
24 号給	42 号給	339,300 円
25 号給	44 号給	342,900 円
26 号給	45 号給	346,500 円

附　則（昭和61年10月22日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の組合職員の給与に関する条の規定は、昭和61年６月１日から適用する。

附　則（昭和62年１月30日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条第１項及び第２項の改正規定は、昭和 62 年１月１日から施行する。

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第３項において同じ。）による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 61 年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

3　昭和 61 年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用をうけることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 59 年組合条例第１号。以下「昭和 59 年改正条例」という。）附則第７項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和 59 年改正条例附則第７項及びこれらに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

7　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（昭和63年１月 29 日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和62年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

2　昭和 62 年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 59 年組合条例第１号。以下「昭和 59 年改正条例」という。）附則第７項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

３　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和 59 年改正条例附則第７項及びこれらに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

５　切替期間において、改正前の条例第 11 条の２の規定（以下この項において「改正前の規定」という。）により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 11 条の２の規定（以下この項において「改正後の規定」という。）による住居手当の額が改正前の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のその達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規定による住居手当の額が改正前の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和 63 年３月 31 日（同日前に組合規則で定める事由が生じた職員にあっては、組合規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

６　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

７　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（昭和63年11月８日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の条例第 11 条の３第２項第２号ただし書規定は、昭和63年４月１日から適用する。

附　則（平成元年１月 30 日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第２項の改正規定は、平成元年４月１日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

３　昭和63年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動があった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

４　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれらに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

7　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成元年８月 10 日条例第 10 号）

この条例は、平成元年 10 月１日から施行する。

附　則（平成２年２月９日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

3　平成元年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動があった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれらに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

7　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成２年３月 30 日条例第５号）

この条例は、平成２年４月１日から施行し、同日以後の勤務に係る宿日直手当から適用する。

附　則（平成３年２月 19 日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成２年４月１日から適用する。ただし、改正後の条例第 23 条第１項及び附則第８項の規定は、平成３年１月１日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

3　平成２年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給が附則別表に掲げる職務の級の１号給である職員の切替日における号給は、２号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6　附則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（休職者の給与に関する経過措置）

8　改正後の条例第 23 条第１項の規定は、この条例の施行の際通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

（組合規則への委任）

9　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附則別表

給料表	職務の級
行政職給料表	１級　２級
消防職給料表	１級　２級　３級

附　則（平成４年２月 18 日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条第１項の改正規定、第 10 条第４項を削る改正規定、第 17 条の次に１条を加える改正規定及び附則第７項を削る改正規定は、平成４年１月１日から施行する。

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成３年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

3　平成３年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日

又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

7　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成５年１月 28 日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条第１項及び第２項の改正規定は、平成５年１月１日から施行する。

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項及び附則第９項において同じ。）による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成４年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

3　平成４年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整をすることができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

5　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過処置措置）

6　次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨（第１号に該当する者にあってはその者が職員となった日において、第２号に該当するものにあっては切替日において、第３号に該当する者にあってはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、改正前の条例第 10 条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

（1） 切替期間において新たに職員となった者であって、その者が職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和 49 年４月１日以前に生まれた者で改正後の条例第 10 条第２項第２号又は第４号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの

（2） 切替期間において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者

（3） 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

（4） 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者

（5） 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第 11 条第１項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があった職員であって、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の条例第 10 条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったもの

（6） 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第 10 条第２項から第５号までの扶養親族がなかったもの

7 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第２項及び第３項の規定の適用については、同条第２項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成５年組合条例第１号。以下「改正条例」という。）附則第６号の規定による届出」と、「同項第２号」とあるのは「前項第２号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日経過した後にされたとき、又は改正条例附則第６項の規定による届出が改正条例の施行の日から 30 日を経過した後にされたときは、それぞれの」とし、同条第３項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第６項」と、「同項第２号」とあるのは「第１項第２号」と、「（扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「（扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第６項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第１項又は改正条例附則第６項」とする。

8 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第 11 条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第２項ただし書中「これに係る事実の生じた日から 15 日」とあるのは「筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成５年組合条例第１号）の施行の日から 30 日」とする。

（1） 施行日から 15 日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合

（2） 施行日から 15 日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合

（3） 施行日から 15 日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第 10 条第２項第２号から第５号までの扶養親族がない場合

（住居手当に関する経過措置）

9 切替期間において、改正前の条例第 11 条の２の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 11 条の２の規定による住居手当の額が改正前の条例第 11 条の２の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員の達しないこととなる期間の住居手当については、改正前の条例第 11 条の２の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 11 条の２の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 11 条の２の規定による住居手当の額が改正前の条例第 11 条の２の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成５年３月 31 日（同日前に組合規則で定める事由が生じた職員にあっては、組合規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与内払）

10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

11　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成５年７月 29 日条例第３号）

この条例は、平成５年８月１日から施行する。

附　則（平成６年１月 25 日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし第 13 条、第 14 条及び第 15 条の２の改正規定は平成６年４月１日から施行する。

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成５年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

3　平成５年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

5　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

6　平成５年 12 月に改正前の条例第 19 条の規定に基づいて支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正後の条例第 19 条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、平成５年 12 月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第２項の規定にかかわらずその差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

7　前項の規定の適用を受けた者の平成６年３月の期末手当の額は、改正後の条例第 19 条第２項の規定にかかわらず同条の規定に基づいてその者に支給されることとなる期末手当の額から、前項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。

（給与の内払）

8　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

9　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は組合規則で定める。

附　則（平成７年１月 20 日条例第３号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条の改正規定は、平成７年２月１日から施行する。

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成６年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

3　平成６年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

5　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

6　平成６年 12 月に改正前の条例第 19 条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第 19 条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、平成６年 12 月に支給されるべきその者の期末手当の額は同条第２項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

7　前項の規定の適用を受けた者の平成７年３月の期末手当の額は、改正後の条例第 19 条第２項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいてその者に支給されることとなる期末手当の額から前項の規定に基づいて加算して支給された差額に相当する額を控除した額とする。

（給与の内払）

8　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

9　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成８年１月 29 日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）規定は、平成７年４月１日から適用する。ただし、改正後の条例第 17 条の改正規定は、平成８年１月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

3　平成７年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする

異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

5　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成８年３月 31 日までの間における異動者の号給等の調整）

6　施行日から平成８年３月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず、改正前の条例の規定が適用され、ついで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

8　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成８年３月 29 日条例第４号）

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年１月 29 日条例第１号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条第２項及び第３項の改正規定は、平成９年１月１日から施行する。

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成８年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

3　平成８年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

5　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成９年３月 31 日までの間における異動者の号給等の調整）

6　施行日から平成９年３月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日にお

ける号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

8　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成10年２月２日条例第２号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 19 条第２項の改正規定（「100 分の 50」を「100 分の 55」に改める部分を除く。）及び第 20 条第２項の改正規定（「退職し」の次に「、若しくは失職し」を加える部分を除く。）は、平成10年１月１日から施行する。

2　この条例の規定（第10条第３項及び第４項の改正規定、第11条第３項の改正規定、第19条第２項の改正規定（「100分の50」を「100分の55」に改める部分に限る。）並びに別表第１及び別表第２の改正規定に限る。附則第３項において同じ。）による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成９年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

3　平成９年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日（附則第６項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

5　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成10年３月31日までの間における異動者の号給等の調整）

6　施行日から平成 10 年３月 31 日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

8　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成10年６月１日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年４月１日から適用する。

附　則（平成11年２月１日条例第１号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例の規定による筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

2　平成10年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日（附則第５項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

3　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成11年３月31日までの間における異動者の号給等の調整）

5　施行日から平成11年３月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成12年２月１日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第２項の改正規定は、平成12年４月１日から施行する。

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成11年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

3　平成11年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下

「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成12年３月31日までの間における異動者の号給等の調整）

5　施行日から平成12年３月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6　附則第３項及び第４項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく筑西広域市町村圏事務組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成12年３月の期末手当の特例）

7　改正後の条例第19条第２項の規定にかかわらず、平成12年３月に支給されることとなる職員の期末手当については、同項中「100分の55」とあるのは「100分の30」とする。

（給与の内払）

8　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

9　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成13年２月１日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、平成12年４月１日から適用する。

（期末手当、勤勉手当の額の特例）

2　平成12年12月に改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第19条の規定に基づいて支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正後の条例第19条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額（以下「12月期末手当差額」という。）を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当に加算した額とし、平成12年12月に改正前の条例第20条の規定に基づいて支給されることとなるその者の勤勉手当の額が、改正後の条例第20条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、その差額（以下「12月勤勉手当差額」という。）を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とし、平成13年３月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第19条の規定に基づいてその者が支給されることとなる期末手当の額からその額を超えない範囲内で12月期末手当差額と12月勤勉手当差額の合計額を控除した額とする。

（給与の内払）

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成13年10月16日条例第８号）

（施行期日）

1　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

（旧法再任用職員に関する経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の４第１項の規定により採用され、同項の任期又は同条第２項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である職員（以下「旧法再任用職員」という。）に対するこの条例による改正後の組合職員の給与に関する条例第６条第10項、第18条第２項、第19条第３項、第20条第２項、別表第１及び別表第２の規定の適用については、旧法再任用職員は、地方公務員法第28条の４第１項の規定により採用された職員ではないものとみなす。

附　則（平成14年２月１日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成13年４月１日から適用する。

（期末手当の額の特例）

2　平成13年12月にこの条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第19条の規定に基づいて支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正後の条例第19条の規定に基づいてその者に同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額（以下「12月期末手当差額」という。）を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成14年３月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第19条の規定に基づいてその者に支給されることとなる期末手当の額からその額を超えない範囲内で12月期末手当差額を控除した額とする。

附　則（平成14年12月25日条例第７号）

（施行期日）

1　この条例は、平成15年１月１日から施行する。ただし、第２条、並びに附則第５項、第７項及び第８項の規定は、平成15年４月１日から施行する。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

3　前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第１条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例及びこれらに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年３月に支給する期末手当に関する特例措置）

4　平成15年３月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第19条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで若しくは第23条第１項から第３項まで、第５項若しくは第７項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第１号に掲げる額から

第２号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１） 平成 15 年３月１日（期末手当について改正後の給与条例第 19 条第１項後段又は第 23 条第７項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成 14 年４月１日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月１日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して組合規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

（２） 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額及び改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（平成 15 年６月に支給する期末手当に関する経過措置）

５　平成 15 年６月に支給する期末手当に関する第２条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第 19 条第２項の規定の適用については、同項中「６か月以内」とあるのは「３か月以内」と、同項第１号中「６か月」とあるのは「３か月」と、同項第２号中「５か月以上６か月未満」とあるのは「２か月 15 日以上３か月未満」と、同項第３号中「３か月以上５か月未満」とあるのは「１か月 15 日以上２か月 15 日未満」と、同項第４号中「３か月未満」とあるのは「１か月 15 日未満」とする。

（組合規則への委任）

６　附則第２項から前項までに定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等）

７　筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年組合条例第８号）の一部を次のように改正する。

第５条の３第１項中「３か月以内（基準日が 12 月１日であるときは、６か月以内）」を「６か月以内」に改める。

８　平成 15 年６月１日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例第５条の３第１項の規定の適用については、同項中「６か月以内」とあるのは「３か月以内」とする。

附　則（平成 15 年 11 月 28 日条例第 13 号）

（施行期日）

１　この条例は、平成 15 年 12 月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成 16 年４月１日から施行する。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

２　平成 15 年 12 月１日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

３　前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第１条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例及びこれらに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成 15 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

４　平成 15 年 12 月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第 19 条第２項（同条第３項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで若しくは第23条第１項から第３項まで、第６項若しくは第７項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（組合規則で定める職員にあっては、第１号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

（1） 平成15年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に新たに職員となった者（同年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して組合規則で定める者を除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち組合規則で定める日））において職員が受けるべき給料（給料の調整額を含む。）、管理職手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の組合規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して組合規則で定める数を減じた数）を乗じて得た額

（2） 平成15年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

（組合規則への委任）

5　附則第２項から前項までに定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成17年３月28日条例第２号）

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月28日条例第３号）

この条例は、平成17年３月28日から施行する。

附　則（平成17年11月29日条例第10号）

（施行期日）

1　この条例は、平成17年12月１日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１及び別表第２の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

5　平成17年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、改正後の給与条例第19条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで若しくは第23条第１項から第３項まで、第６項若しくは第７項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（組合規則で定める職員にあっては、第１号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

（1） 平成 17 年４月１日（同月２日から同年 12 月１日までの間に新たに職員となった者（同年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して組合規則で定める者を除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち組合規則で定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の組合規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して組合規則で定める数を減じた数）を乗じて得た額

（2） 平成 17 年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額

（組合規則への委任）

6 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則（平成 18 年３月 30 日条例第５号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 この条例の施行の日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

3 施行日の前日において筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１及び別表第２の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第２に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え）

4 施行日の前日において給与条例別表第１及び別表第２の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給及び給料月額は、組合規則で定める。

（施行日前の異動者の号給の調整）

5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6 附則第２項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく組合規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（号給の切替えに伴う経過措置）

7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 21 年条例第９号。第１号において「平成 21 年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（組合規則で定める職員を除く。）には、平成 27 年３月 31 日までの間、給料月額のほか、平成 25 年４月１日から平成 26 年３月 31 日までの間にあってはその差額に相当する額（給与条例附則第７項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じた得た額）（以下この項において「差額相当額」という。）から 5,000 円（差額相当額が 5,000 円を超えないときは、当該差額相当額）を減じた額を、平成 26 年４月１日

から平成27年３月31日までの間にあっては差額相当額から10,000円（差額相当額が10,000円を超えないときは、当該差額相当額）を減じた額を給料として支給する。

（１） 平成21年改正条例附則第２項第１号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 100分の99.1

（２） 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

8 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、組合規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、組合規則で定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前３項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第19条第５項（給与条例第20条第４項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第19条第５項中「同項に規定する合計額」とあるのは「同項に規定する合計額と筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年組合条例第５号）附則第７項から第９項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成22年３月31日までの間における給与条例の適用に関する特例）

11 平成22年３月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第６条第５項	４号給	３号給
	３号給	２号給
第６条第６項	４号給	３号給
	３号給	２号給
	２号給	１号給

（組合規則への委任）

12 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

13 筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年組合条例第８号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「（以下この項において「調整期間」という。）」を削り、「（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から１年以内の昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮」を「号給の調整」に改め、同条第２項を削る。

附則別表第１ 職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表	１級	１級
	２級	
	３級	２級
	４級	３級
	５級	
	６級	４級
	７級	５級
	８級	６級

	9級	7級
	10級	8級
消防職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級

附則別表第２　職員の号給の切替表

ア　行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

イ　消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

附　則（平成19年３月29日条例第２号）

（施行期日）

1　この条例は、平成19年４月１日から施行する。

（平成23年３月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）

2　筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年組合条例第５号）附則第７項から第９項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第９条第２項の規定の適用については、平成23年３月31日までの間は、同項の規定中「属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「給料月額と筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年組合条例第５号）附則第７項から第９項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（組合規則への委任）

3　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4　筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年組合条例第５号）の一部を次のように改正する

附則第10項を次のように改める。

10　前３項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第８条の２第２項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年組合条例第５号）附則第７項から第９項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附　則（平成20年２月15日条例第２号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年４月１日から適用する。

（平成19年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3　平成19年４月１日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第１条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受け

る号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。

（施行日から平成20年３月31日までの間における異動者の号給の調整）

4　施行日から平成20年３月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による内払とみなす。

（組合規則への委任）

6　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成20年３月28日条例第９号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年２月27日条例第２号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成21年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正）

5　筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和48年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第６条の２中「勤務時間条例第３条第３項」を「勤務時間条例第３条第４項」に改める。

附　則（平成21年４月１日条例第７号）

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2　筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第２号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「職員の属する」を「属する」に、「職員の給料月額」を「給料月額」に改める。

附　則（平成21年５月26日条例第８号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

2　第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の規定は、平成21年６月１日を基準日とする期末手当及び勤勉手当について適用する。

附　則（平成21年11月30日条例第９号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成21年12月１日から施行する。ただし、第２条、第３条及び附則第４項の規定は、平成22年４月１日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成21年12月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第19条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第８号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第23条第１項から第３項まで、第６項若しくは第７項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」とい

う。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1） 平成 21 年４月１日（同月２日から同年 12 月１日までの間に職員（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第２２条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して組合規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち組合規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料（給料の調整額を含む。）、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の組合規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して組合規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	１級	１号給から 56 号給まで
	２級	１号給から 24 号給まで
	３級	１号給から８号給まで
消防職給料表	１級	１号給から 52 号給まで
	２級	１号給から 44 号給まで
	３級	１号給から 32 号給まで
	４級	１号給から 16 号給まで

（2） 平成 21 年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して組合規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

（組合規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日条例第７号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年12月１日から施行する。ただし、第２条及び附則第５項から第８項までの規定は、平成23年４月１日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下第１号及び附則第４項において「改正後の給与条例」という。）第19条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第８号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第23条第１項から第３項まで、第６項、第７項若しくは附則第７項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1） 平成22年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に職員（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下この号及び附則第５項において「給与条例」という。）第22条に規定する職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第７項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第５号）附則第７項の適用を受けな

い職員に限る。）以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して組合規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち組合規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料（給与条例第８条の２に規定する給料の調整額を含む。）、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（平成22年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の組合規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して組合規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	１級	１号給から93号給まで
	２級	１号給から64号給まで
	３級	１号給から48号給まで
	４級	１号給から32号給まで
	５級	１号給から24号給まで
	６級	１号給から16号給まで
	７級	１号給から４号給まで
消防職給料表	１級	１号給から92号給まで
	２級	１号給から84号給まで
	３級	１号給から72号給まで
	４級	１号給から56号給まで
	５級	１号給から32号給まで
	６級	１号給から24号給まで
	７級	１号給から16号給まで
	８級	１号給から４号給まで

（２）　平成22年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して組合規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

３　平成22年４月１日から同年12月１日までの間において組合規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して組合規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び組合規則で定める者との権衡を考慮して組合規則で定める額」とする。

（平成22年４月１日前に55歳に達した職員に関する読替え）

４　平成22年４月１日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第７項の規定の適用については、同項中「当該特定減額職員が55歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第７号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年４月１日における号給の調整）

５　平成23年４月１日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年１月１日において給与条例第６条第４項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して組合規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員の平成23年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

６　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。次項及び附則第９項において「育児休業法」という。）第10条第１項に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成８年条例第２号）第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

7　前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

8　育児休業法第18条第１項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員に対する附則第４項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成８年条例第２号）第３条第５項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（組合規則への委任）

9　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

10　筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成４条例第８号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、附則に次の１項を加える。

（給与条例附則第７項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員に関する読替え）

2　給与条例附則第７項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第21条の規定の適用については、同条中「第16条」とあるのは、「附則第８項」とする。

附　則（平成23年11月30日条例第８号）

（施行期日）

1　この条例は、平成23年12月１日から施行する。ただし、第２条及び附則第４項から第８項までの規定は、平成24年４月１日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成23年12月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第19条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第６項まで（筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第８号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第23条第１項から第３項まで、第６項若しくは第７項又は附則第７項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）　平成 23 年４月１日（同月２日から同年 12 月１日までの間に職員（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下この号において「給与条例」という。）第 22 条に規定する職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第５号）附則第７項の規定の適用を受けない職員に限る。）の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成 23 年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して組合規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち組合規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料（給与条例第８条の２に規定する給料の調整額を含む。）、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に 100 分の 0.35 を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下この号において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の組合規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して組合規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	１級	１号給から93号給まで
	２級	１号給から76号給まで

	３級	１号給から60号給まで
	４級	１号給から44号給まで
	５級	１号給から36号給まで
	６級	１号給から28号給まで
	７級	１号給から16号給まで
	８級	１号給から４号給まで
消防職給料表	１級	１号給から104号給まで
	２級	１号給から96号給まで
	３級	１号給から84号給まで
	４級	１号給から68号給まで
	５級	１号給から44号給まで
	６級	１号給から36号給まで
	７級	１号給から28号給まで
	８級	１号給から16号給まで

（２）　平成23年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して組合規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.35を乗じて得た額

３　平成23年４月１日から同年12月１日までの間において組合規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して組合規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び組合規則で定める者との権衡を考慮して組合規則で定める額」とする。

（平成24年４月１日における号給の調整）

４　平成24年４月１日において42歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成21年１月１日の昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして組合規則で定める職員の平成24年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

５　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第１項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成８年条例第２号）第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

６　前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

７　育児休業法第18条第１項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員に対する附則第４項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成８年条例第２号）第３条第４項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（住居手当に関する経過措置）

８　第２条の規定による改正前の給与条例第11条の２第２項の規定は、平成24年４月１日から平成26年３月31日までの間において第２条の規定による改正前の給与条例第11条の２第２項第２号に該当する職員については、なお、その効力を有する。この場合において、同項中「2,500円とあるのは、平成24年４月１日から平成25年３月31日までの間は「2,000円」と、同年４月１日から平成26年３月31日までの間は「1,500円」とする。

（組合規則への委任）

９　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成24年12月20日条例第８号）

この条例は、平成25年１月１日から施行する。

附　則（平成25年３月26日条例第４号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（施行期日）

1　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（平成25年４月１日における号給の調整）

2　平成 25 年４月１日において 41 歳に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成20年１月１日において筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第６条第４項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して組合規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員の平成25年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

3　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第 110 号。次項及び附則第５項において「育児休業法」という。）第10条第１項に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成８年条例第２号）第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た額とする」とする。

4　前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

5　育児休業法第18条第１項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員に対する附則第２項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成８年条例第２号）第３条第５項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（平成26年４月１日における号給の調整）

6　平成 26 年４月１日において 40 歳に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成19年１月１日において筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第６条第４項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して組合規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員の平成26年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

7　附則第３項から第５項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、附則第３項中「前項」とあるのは「附則６項と、附則第５項中「附則第２項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

（組合規則への委任）

8　附則第２項から前項までに定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成26年12月26 日条例第５号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び附則第５項から第９項までの規定は、平成27年４月１日から施行する。

2　第１条の規定（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第２項及び附則第10項の改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の給与条例（附則第４項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成26年４月１日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

3　平成26年４月１日（以下「適用日」という。）前に勤務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行う

ことができる。

（給与の内払）

4　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給の調整）

5　平成27年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

6　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（組合規則で定める職員を除く。）には、平成30年３月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第７項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

7　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、組合規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

8　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、組合規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

9　前３項に規定による給料を支給される職員に関する給与条例第19条第５項（給与条例第20条第４項において準用する場合及び筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第８号。次項において「育児休業条例」という。）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第７項第２号から第４号までの規定の適用については、給与条例第19条第５項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第５号）附則第６項から第８項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成27年３月31日までの間における昇給に関する特例）

10　平成27年３月31日までの間における給与条例第６条第５項（育児休業条例第16条及び第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「４号給」とあるのは「３号給」と、「３号給」とあるのは「２号給」とする。

（組合規則への委任）

11　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成28年３月16日条例第３号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成28年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第５号。以下この項において「平成 26 年改正条例」という。）附則第６項から第８項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条

例の規定による給与（平成26年改正条例附則第６項から第８項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（組合規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成29年２月23日条例第５号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第２条並びに附則第４項及び第５項の規定　　平成29年４月１日

（２）　第１条中筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第６条第４項の改正規定　　平成30年４月１日

２　第１条の規定（給与条例第６条第４項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「第１条改正後給与条例」という。）の規定は、平成28年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第５号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第６項から第８項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第１条改正後給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第６項から第８項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成31年３月31日までの間における扶養手当に関する特例）

４　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間は、第２条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「第２条改正後給与条例」という。）第10条の２第３項第３号及び第４号の規定は適用せず、第２条改正後給与条例第10条第３項及び第10条の２の規定の適用については、同項中「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については１人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして組合規則で定める職員（以下「行８級職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１万円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１万円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については１万円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち１人については9,000円）」と、同条第１項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がる場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、「（２）　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「（２）　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（３）　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（４）　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に

該当する場合を除く。）　　」と、

同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第５号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

5　平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間は、第２条改正後給与条例第10条の２第３項第３号及び第４号の規定は適用せず、第２条改正後給与条例第10条第３項及び第10条の２の規定の適用については、同項中「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして組合規則で定める職員（以下「行８級職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第２号」とあるのは「、同項第２号」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号又は第５号」とする。

（組合規則への委任）

6　附則第２項から第５項までに定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（平成30年２月26日条例第２号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条並びに附則第４項から附則第８項までの規定は、平成30年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第５号。以下この項において「平成 26 年改正条例」という。）附則第６項から第８項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第６項から第８項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成30年４月１日における号給の調整）

4　平成30年４月１日において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成27年１月１日において筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第６条第３項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して組合規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員の平成30年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

5　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第１項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時

間、休暇等に関する条例（平成８年条例第２号。以下「勤務時間条例」という。）第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

６　前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

７　育児休業法第18条第１項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員に対する附則第４項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間条例第３条第５項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成31年２月20日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び附則第５項の規定は、平成31年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組 合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみ なす。

（組合規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

５　筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和51年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第11条の４第２項」を「第11条の５第２項」に改める。

附　則（令和２年２月19日条例第４号）

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条及び附則第５条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

（適用区分）

第２条　第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（附則第４条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年４月１日から適用する。

第３条　第２条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の規定は、令和元年12月14日から適用する。

（給与の内払）

第４条　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第５条　第３条の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第11条の２の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（組合規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和３年３月31日までの間、第３条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第11条の２

の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で組合規則で定める額。第２号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（１） 第３条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第11条の２第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（２） 旧手当額から第３条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第11条の２第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

２ 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（組合規則への委任）

第６条 前２条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則（令和４年３月29日条例第４号）

（施行期日）

第１条 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

第２条 令和４年６月に支給する職員（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の期末手当の額は、この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下この条において「新給与条例」という。）第19条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び給与条例第19条第４項から第６項まで（筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第８号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第23条第１項から第３項まで若しくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年12月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前１月以内に退職した者にあっては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１） 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第19条第２項に規定する特定幹部職員（次号イにおいて「特定幹部職員」という。） 107.5分の15

（２） 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

２ 令和４年６月に支給する会計年度任用職員（筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和２年条例第１号）第１条に規定する会計年度任用職員をいう。）の期末手当の額は、同条例第15条又は第24条において読み替えて準用する新給与条例19条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（委任）

第３条 前条に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則（令和５年２月９日条例第２号）

（施行期日）
第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。
（経過措置）
第２条　この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第７項から第 13 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第３条第５項又は第６項の規定により勤務している職員には適用しない。
第３条　改正法附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第５項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第５条第２項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第６条第１項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第 110 号）第 10 条第１項に規定する育児短時間勤務（同法第 17 条の規定による短時間勤務を含む。）をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第 110 号）第 14 条（第 17 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成８年条例第２号）第３条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
３　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第５条第２項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第６条第１項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第３条第４項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
４　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
５　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 19 条第３項の規定を適用する。
６　新給与条例第 20 条第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第１号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第 63 号）附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第２号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
７　新給与条例第６条第２項から第９項まで、第 10 条、第 10 条の２及び第 11 条の２の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
８　前条及び前各項に定めるもののほか暫定再任用職員に関し必要な事項は、組合規則で定める。
（その他の経過措置の規則への委任）
第４条　前２条に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な経過措置は、組合規則で定める。
附　則（令和５年３月22日条例第６号）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定は、令和５年４月１日から施行する。
（適用区分）
２　第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条

例」という。）の規定は、令和４年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（令和６年３月25日条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。